

Client Alert

29 June 2020

スペイン競争当局、独禁法コンプライアンス プログラムガイドラインを公表

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優
シニア・アソシエイト
03 6271 9746
yu.okamura@bakermckenzie.com

6月10日、スペイン競争当局は、独占禁止法についてのコンプライアンスプログラムに関するガイドラインを公表した。ガイドラインは、2月の原案の公表後パブリックコメントに付され、各界から多くのコメントが寄せられた。

ガイドラインは、どのような要素があると当局が効果的なコンプライアンスプログラムであるとの評価をするのかを示す。会社の経営機関や中心的な役員の関与、コンプライアンスオフィサーの独立性、リスクの評価、効果的なトレーニングプログラムなどが、評価される要素として示されている。

ガイドラインによれば、調査開始の際に、効果的なコンプライアンスプログラムをすでに有していたり、調査開始後にコンプライアンスプログラムを向上させた場合には、制裁金の減額要素となりうる。ただし、減額されるかどうかはケースバイケースで、減額割合は示されていない。当局によれば、効果的なコンプライアンスプログラムを調査開始前にすでに有していた場合の方が、調査開始後にコンプライアンスプログラムを実施するよりも、より好意的な評価を受けられる。コンプライアンスプログラムを有していたり、向上させることは、当局が公共事業での契約禁止を命じる場合にも考慮される。